

## 岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ活動の推進、競技力の向上及び心身の健全な育成を図るため、国際大会、全国大会その他これらと同等の規模の競技スポーツ大会等（以下「大会等」という。）に出場した者に対し、岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、地方予選、国内予選又は競技成績等による選考を得て出場することができる大会等に出場する選手として登録された者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者。

(2) 本市に活動の拠点を有し、規約等を有する団体。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

(1) 大会等へ出場するに当たり、本市の他の制度により金銭等の交付を受ける者

(2) 奨励金の交付対象となる団体に所属する者

(3) 出場する競技種目を職業として行い、それにより専ら生計を立てている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者

(交付の対象となる大会等)

第3条 奨励金の交付の対象となる大会等は、次のとおりとする。

(1) 国又は次に掲げる団体が主催する全国大会

ア 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会の加盟団体若しくは傘下団体

イ 公益財団法人日本レクリエーション協会又は当該協会の加盟団体若しくは傘下団体

ウ 公益財団法人日本パラスポーツ協会又は当該協会の加盟団体若しくは傘下団体

エ 公益財団法人日本オリンピック委員会又は当該委員会の加盟団体若しくは傘下団体

(2) 次に掲げる世界大会

ア オリンピック競技大会

イ パラリンピック競技大会

ウ ア及びイに掲げる大会に準ずる世界大会

(3) アジア大会

2 前項第2号ウ及び同項第3号に掲げる大会については、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会において国際総合競技大会として公認している大会又は当該委員会若しくはその加盟団体が選手を派遣する大会

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は当該協会の加盟団体が選手を派遣する大会

(3) 日本パラリンピック委員会又は当該委員会の加盟団体が選手を派遣する大会  
(交付回数)

第4条 奨励金の交付は、同一年度において1回を限度とする（大会が2年度にわたる場合は、その大会の最終日の属する年度とする）。ただし、同一年度内において奨励金の交付を受けた区分（次条第1項の区分をいう。以下この条において同じ。）の大会より上位の区分の大会に出場した場合には、この限りでない。

(交付額)

第5条 奨励金の交付額は、別表第1に掲げる区分に応じて、それぞれ同表に定める額とする。

2 各大会の優勝者には前項の規定にかかわらず、前項に規定する額と同額の祝い金を交付する。

3 オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会のメダリストについては第1項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の祝い金を交付する。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類等を提出することができない相当の理由があると認められる場合は、当該書類等の一部又は全部の提出を省略又は追って提出することができる。

(1) 出場した大会等の予選大会、選考会等の開催案内等の写し

(2) 前号の予選大会、選考会等の結果及び当該結果が大会等への出場要件を満たすことを確認することができる書面の写し

(3) 出場する大会等が第3条に規定する大会等であることを確認することができる開催要項等の写し

(4) 参加申込書等の写し（大会等に出場することを確認することができるものに限る。）

(5) 出場した大会等の結果を確認することができる書面の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

2 前項の規定による申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が未成年（大会等開催日において18歳未満の者をいう。）である場合は、前項の申請書に申請者の保護者が署名しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、大会等の開催日（複数の日にわたる日程で開催される大会にあつては、当該日程の最終日とする。以下「大会等終了日」という。）の翌日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、審査の結果、奨励金の交付が適当と認めるときは、交付の決定を行い、岸和

田市競技スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、奨励金の交付が適当でないとき、岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項に規定する交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 大会等への出場に関し不正その他不適切な行為をしたとき。  
(2) 第2条第2項各号に該当することが判明したとき。  
(3) 前各号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないとき市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、岸和田市競技スポーツ大会出場奨励金返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分		個人	団体	
国際大会	世界大会	オリンピック競技大会	10万円	30万円
		パラリンピック競技大会		
	上記以外の世界大会	7万円	20万円	
	アジア大会	5万円	15万円	
全国大会		3万円	10万円	

別表第2（第5条関係）

区 分		個人	団体
オリンピック競技大会 パラリンピック競技大会	金メダル	100万円	200万円
	銀メダル	50万円	100万円
	銅メダル	30万円	50万円